

世田谷区子ども・子育て会議条例

平成 26 年 9 月 30 日

条例第 36 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、区長の附属機関として、世田谷区子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に掲げる事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、学識経験者及び区民のうちから、区長が委嘱する委員 20 人以内をもって組織する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副会長は、会長の指名する委員をもって充てる。
- 4 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 子ども・子育て会議は、専門的事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

(会議の公開)

第 8 条 子ども・子育て会議は、公開とする。ただし、子ども・子育て会議の議決があったときは、非公開とすることができる。

(意見聴取)

第 9 条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、専門的事項に関し学識経験のある者その他関係人の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

子ども計画（第 2 期）後期計画検討部会設置要領（案）

平成 3 0 年 6 月 1 日

（趣旨）

第 1 条 この要領は、平成 2 7 年 3 月に策定した世田谷区子ども計画（第 2 期）について、計画策定後の子ども・子育て家庭をとりまく社会環境の変容等を踏まえ、見直しに向けた具体的な検討を進めるため、世田谷区子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の部会として、子ども計画（第 2 期）後期計画検討部会（以下「部会」という。）を設置するために必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 部会は、子ども計画（第 2 期）後期計画策定に向けた議論を行い、その結果を子ども・子育て会議に報告することとする。

（組織）

第 3 条 部会は、子ども・子育て会議委員のうちから選出し組織する。

（部会長等）

第 4 条 部会に部会長を置く。

2 部会長は、子ども・子育て会議会長が指名する委員をもって充てる。

3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名を受けた委員が、部会長の職務を代理する。

（会議）

第 5 条 部会は、部会長が招集する。

2 部会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

（設置期間）

第 6 条 部会の設置期間は、平成 3 2 年 3 月 3 1 日までとする。

（意見聴取）

第 7 条 部会は、必要があると認めるときは、専門的事項に関し学識経験のある者その他関係人の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、子ども・若者部子ども育成推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関する事項その他必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成30年6月1日から施行する。